

# 紫原の土地住宅を分譲



## 理想的な住宅団地

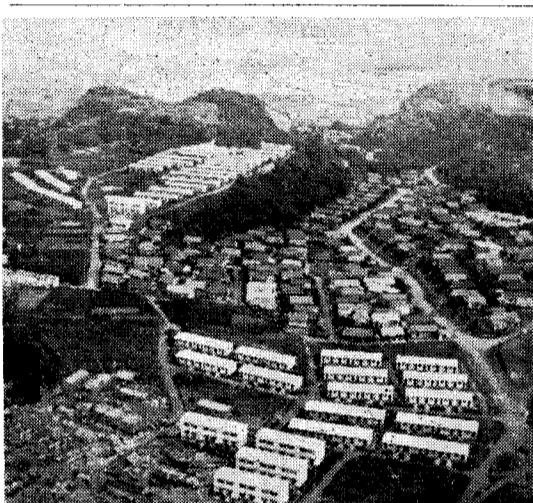
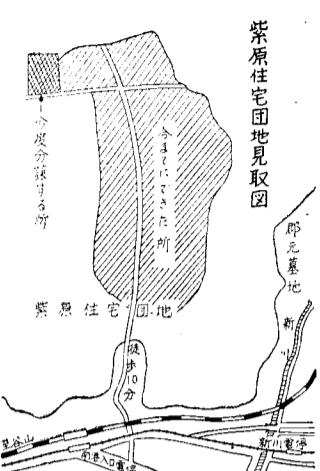
申込みは十六日まで

鹿児島市住宅協会では、紫原住宅団地の三十六年度事業として、つぎのとおり、住宅と宅地の分じょうを始めます。この紫原住宅団地は、郡元町紫原にあって、市電谷山線の南港電停から、徒歩で約十五分でいける理想的な住宅団地です。

「の住宅と宅地を希望される方構造木造2階半建  
敷地六八坪から九八坪まで  
建坪A型一三、五坪一五戸  
B型二四、五坪九戸  
C型一七坪六戸  
頭金(自己資金)六〇万円から六九万円  
総戸数三〇戸

頭金(自己資金)  
敷地六三坪から八九坪まで  
頭金(自己資金)

【写真は紫原住宅団地の一部】  
一八万円から三〇万円



## 児童扶養手当の支給

私たちのまわりには、父親に死なれたり、あるいは病気やケガのため働き、苦しい生活を続いている家庭が少なくありません。そしてこれらの家庭の子供たちは、経済的にも精神的にも恵まれない生活をおくっています。そこで、来年から、父親のない児童扶養手当が支給されることになりました。

市の母子係でも、今月はじめから申請の受付を始めていますので該当の方は、早目に申請してください。

なお、くわしいことは、福祉事務所母子係へおたずねください。受給期間

申請手続  
支払期日  
○母子係による児童扶養手当認定請求書と、収入を証明する所得状況、戸籍と本、印鑑を持つて福祉事務所母子係へ。

手当は、毎年一月、五月、九月の三ヶ月に支給する。ただし、来年の一、二、三月分は、三月に支給する。

○父が死亡した児童  
○父が婚姻を解消した児童  
○父をもつ児童  
○父の生死がきりかでない  
○身体障害または勤労不能の児童  
○父をもつ児童  
ただし、つきの場合は支給されません。  
○日本国民でないと  
○日本国内に住所がないとき

厚生年金の適用事業所

厚生年金保険法の適用を受けている事業所が、被保険者等のために住宅を建設する場合に、次の条件で住宅建設資金を貸付けます。

ご希望の方は財政課財務係にお問い合わせください。

利率は年六分五厘で、毎年二回償還することとし、その償還期限は十五年以内です。

【貸付条件】  
常時三十人以上の被保険者を事業所で働いている人で、住宅に困っている人がその15%以上であること  
厚生年金保険料の納入成績が良好であること  
市税の滞納がないこと  
融資決定後、計画の放棄、

育する場合は養育者に対して支給する(例えば祖母とか、外でも母親がわりに子供を養育しているとき)  
○母親または養育者に年収三万円以上の収入があること  
新築するもの  
使用するもの  
一年間のうちに終る工事であるなど

国庫年金積立金特別還元融資による事業と重複しないこと

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

受給資格者が認定の請求をし

長崎とか)をもつて申請する。

主催鹿児島市社会福祉協議会

申込書類  
月額第一子八〇〇円  
第二子四〇〇円  
第三子以下は一〇〇円  
を加算する。

受給資格者  
母子係へおたずねください。支給期間

# 車の守る交通規則

## 一ふえる交通事故



最近、交通量の増加につれて、交通事故が大へん多くなっています。その中でもとくに歩行者の事故が目立つてお見えています。

これから年末年始にかけては、何かと忙しく、また、外出する機会も多くなります。

そこで鹿児島警察署では、歩行者の安全を確立し、尊い人命を守るために、つきのことを守りやむべからずとしています。

【歩く人は】  
①歩道のある所では必ず歩道を歩く。

②横断歩道のない場合は、一度と二度と横断歩道のない場合は、一度と二度と左をよく見て、安全を確保してから歩く。

③自転車は、道路の左はしを一列に並んでとねる。

④右にまがる時は、右手をあげてまつて、左をよく見て、安全を確保してから歩く。

⑤市街地では、二人のりをしない。

⑥必ず制限速度を守る。

⑦よっぽり運転、無免許運転をやめる。

⑧横断歩道や安全地帯附近では、必ず徐行する。

⑨横断歩道に、通行中の歩行者がいる時は、必ず一時停車する。

これは食品関係の工場、販売店、

調理場などの清掃や衛生指導によつて、おぞろしい食中毒を防ぎます。

【写真は五代友厚の銅像】



五代友厚は、一八三五年、今の長田町城ヶ谷に生まれ、西郷、大久保と共に薩摩の三才といわれておられ、その誕生地を背後に、十号線国道長田陸橋の上から鹿児島の経済発展を見守っています。

十キロの全身プロロング像です。

この銅像は大阪の伊藤証券専務坂岡勇治氏から寄贈されたものであります。

高さ一・五メートル、重さ三百五

### ◆五代友厚◆

明治初期の先駆者、五代友厚の銅像

ができあがりました。

この銅像は大阪の伊藤証券専務

坂岡勇治氏から寄贈されたものであります。

高さ一・五メートル、重さ三百五

十キロの全身プロロング像です。

この銅像は大阪の伊藤証券専務

坂岡勇治氏から寄贈されたものであります。

</div